

平成28年1月22日

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷2-10-16 7F

株式会社メディアハーツ 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒460-0002

名古屋市中区丸の内二丁目18番22号

事務局長 外山 孝司

(TEL:052-265-9258、FAX:052-265-9259)

差止請求書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成27年7月、貴社に対し当法人から申し入れをさせていただき、貴社から同年8月に回答をいただいております。

しかし、以下の点につきまして、景品表示法、消費者契約法上問題があります。

したがって、当団体は貴社に対し、消費者契約法第41条1項、景品表示法第10条の請求として本差止請求書を差し出します。

本書が到達したときから1週間を経過した後には、当団体は、貴社に対して消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。

つきましては、本差止請求に対して、本書到達後1週間以内に文書で貴社の対応をご回答ください。

なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

第1 請求の要旨

- 1 当法人は、貴社に対し、下記対象となる表示記載の表示を行い、または第三者をして行わせることの停止を請求する。

(対象となる表示)

表示媒体：貴社のホームページ（別添のホームページのコピー）

表示内容：別添のホームページ，下記の表示

- (1) 青汁購入申込みコースの説明について「モニター」の表示
 - (2) 1カ月分30包が630円の表示
- 2 貴社が、消費者との間で売買契約を締結するに際し、下記趣旨の条項を含む契約を締結する意思表示を行わないこと、同内容が記載された書面、電子データを破棄すること及びこれらを貴社内で周知徹底させる措置をとること
 - (1) 貴社との紛争について貴社の本店所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄とする旨の規定
 - (2) 定期コースについて、休止・解約の連絡を電話で連絡に限定する旨の規定
 - (3) 未成年者の購入について、親権者等の承諾を得ているものとみなす旨の規定

記

第2 紛争の要点

- 1 景品表示法第10条による差止請求（請求の要旨第1項について）

(1) モニターである旨の表示

モニターとは、新しく開発された商品の品質や、サービスについて意見を述べること、また、それを依頼された人を意味します。

しかし、貴社の「モニターコース」は、実際には貴社の商品の品質やサービスに意見を述べるものではなく、貴社の商品を購入することにすぎません。

景品表示法第4条1項2号は、商品の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示を行うことを禁止しています。

貴社の「モニター」である旨の表示は、価格について、一般消費者に対し、通常販売価格より安いであろうとの印象を与えるものです。しかし、実際は「モニター」ではありません。

貴社の表示は、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあり、景品表示法第4条1項2号に違反します。

(2) 1カ月分30包が630円である旨の表示

貴社の「美容モニターコース」の代金の表示は最初の1カ月分の代金のみが表示されています。

景品表示法第4条1項2号は、商品の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示を行うことを禁止しています。

価格について、1ヶ月分630円であることを表示しています。しかし、実際は1ヶ月分の代金630円を支払えば契約が終了するものではなく、4回分1万1070円を支払うことが予定されているものです。

貴社の表示は、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあり、景品表示法第4条1項2号に違反します。

(3) よって、以上のとおり、当法人は、貴社に対し、上記景品表示法違反の表示につき、景品表示法第10条に基づき、その停止を請求します。

2 消費者契約法第12条による差止請求（請求の要旨第2項について）

(1) 専属的合意管轄の規定

ア 規約第12条

貴社は、消費者との紛争について、東京地方裁判所を専属的合意管轄としています。

この規定によれば、地方在住の消費者が貴社と訴訟を行う場合、東京まで行って訴訟を行わなければならないこととなります。

イ 消費者契約法第10条違反

貴社はホームページを設置し日本全国の顧客を相手に業務を行っている株式会社であり、全国で紛争が発生することは貴社の業務の性質上発生する可能性のあることからであるといえます。

これに対し、消費者は、必ず東京地方裁判所において訴訟をしなければならないとすると貴社が得る利益に比して消費者の被る不利益は多大なものがあり、消費者の裁判を受ける権利を制限するものといえます。

したがって、消費者の権利を一方的に害する消費者契約の条項を無効とすると定めた消費者契約法第10条に違反します。

(2) 定期コースについて

ア 規約第13条

貴社は、定期コースでの購入の休止・解約の連絡は電話に限定するとしています。

イ 消費者契約法第10条違反

(ア) 解約の方法が制限される

解約の連絡方法は、法令上、特に制限されておらず、電話だけではなく、郵便、FAX、電子メールなど多くの方法が考えられます。

貴社の規定は、電話以外の連絡方法があるにもかかわらず、電話による連絡方法に

貴社の規定は、電話以外の連絡方法があるにもかかわらず、電話による連絡方法にのみ限定するものです。

しかし、貴社に電話で連絡したが、たまたま貴社の電話が混んでおり、話中であって電話で連絡できない場合もあり、電話による連絡方法に限定することには、合理的理由がありません。

また、申込みは電子メールで受け付けているにもかかわらず、中止・解約の連絡は電話に限っていること、書面を送付する方法による解約を認めないことについても合理的理由はありません。

(イ) 解約の時間が制限されること

解約が電話に限定される場合、受付時間が月曜日から金曜日の10時から18時に限られます。

貴社の規約に従いますと、10時より前、18時より後は解約の手続をすることができず、解約の時間が制限されます。

また、土曜日、日曜日は手続ができませんので、次回の発送日の7日前までに解約の手続をしなければならないとする貴社の規約にしたがえば、日にちも制限されることになってしまいます。

解約の手続を電話に限定すると時間、日にちが不当に制限されることになってしまいます。

(ウ) 貴社の反論について

貴社は顧客の意思の即時伝達のため、電話に限定していると述べていますが、顧客にとって貴社へ即時に連絡するためには連絡方法を限定しないほうが連絡しやすく、貴社の見解は不合理です。

また、定期コースを休止するのか退会するのか顧客が判断に困る場合への対応が必要と述べていますが、購入を止めたい顧客にとって、「休止」であろうと「退会」であろうと、消費者は青汁が自宅に送られてくるのを止めたいのであり、「休止」、「退会」は貴社の都合にすぎません。この理由も不合理です。

したがって、消費者の権利を一方的に害する消費者契約の条項を無効とすると定めた消費者契約法第10条に違反します。

(3) 未成年者について承諾があったとみなす旨の規定（規約第15条）

ア 規約第15条

貴社は、未成年者の注文について親権者等の承諾を得ていると認識していると、親権者等の同意があるとみなす旨の規定をしています。

イ 消費者契約法第10条違反

未成年者の法律行為は原則として法定代理人の同意を必要とします（民法5条）。

民法は、未成年者の行為能力を制限し、未成年者の保護を図っています。貴社の規

定は、特段、合理的な根拠もないまま、親権者または未成年後見人の同意があるともみ
なす旨の規定になっており、民法における未成年者の保護の趣旨を没却する規定です。

貴社の規約は、消費者契約法10条に違反します。

なお、そもそも民法に反し無効です。

(4) よって、以上のとおり、当法人は、貴社に対し、上記消費者契約法違反の行為につ
き、消費者契約法12条に基づき、その停止を請求します。

第3 訴えを提起する予定の裁判所 名古屋地方裁判所

以 上



お気軽にお問い合わせください ☎ 0120-965-699

受付時間 10:00~18:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

ダイエットなんて無理!と諦めていたあなたへ

太った? と聞かれて
ギクッ!何とかしないと!

えっ?

まさか正解は
青汁だったなんて!



モニターの
9割以上が
実感!!

第1位
すっきりフルーツ青汁



こんなにかんたんだとは思っていませんでした!
本当に嬉しいです!

初めの方限定!
1ヵ月分が630円(税抜)!

まずはお試しください!

30日間全額返金保証

日本製 ダイエット専門家監修 健康食品

実感率96.2%^{*2}

10人中9人がリピート!!

自然由来の
酵素80種類以上配合!!

*1 返金保証は美容モニターコースにお申し込みのお客様のみが対象となります。*2 当社データより

毎月300名様限定!

こんなにお得でいいの? **美容モニターコース**

はじめてすっきりフルーツ青汁をご購入の方限定のとってもお得なプランです!!

すっきりフルーツ青汁

1箱1か月分30包入り(1包3g)

1日当たり
約21円

82% OFF 毎月300名様限定!

たっぷり1か月分30包がなんと

~~3,480円~~ → **630円** (税抜)

特典1

全国どこでも
送料無料! *1

特典2

初回なんと
2850円もお得!

特典3

安心! 30日間
全額返金保証!

特典4

美容モニターコースならずと12%お得な3480円で毎月お届け!

*税抜

*1. 配送方法は黒猫DM便となり、発送予定日の当日の12:30以降はキャンセル不可とさせていただきます。

モニター募集要項について

- ・先着順となっておりますので、300名様に達しましたら終了とさせていただきます。
- ・こちらの美容モニターコースは毎月自動お届けコースとなります。
- ・美容モニターコースの2回目以降の価格は3480円(税抜き)となります。
- ・最低4回(4ヶ月)以上の継続をお約束頂いております。
- ・5回目以降のお受け取りからは、次回発送日の7日前までであればお客様のペースに合わせていつでも周期変更、一時休止、再開、解約などのお手続きが可能です。

*12/29(火) ~ 1/3(日)まで年末年始休業とさせていただきます。1/4(月)より通常営業となります。

*メールやFAXのお問い合わせにつきましては、1月4日(月)10時より順次対応させていただきます。